

黒木町人権擁護に関する条例

平成7年12月19日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の基本理念にのっとり部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人、いじめ等、あらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの参加による「人権擁護のまち」の建設をめざし、もって明るく住みよい黒木町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町の課題)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策の推進)

第4条 町は基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために、国及び県と協力し、必要な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力し、充実した人権教育及び啓発活動を行い、人権擁護の町づくりに努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。